

【資料 2】

町営住宅に関する条例等の一部改正について

○町営住宅に関する条例の一部改正（案）

【改正理由】

町営住宅を住宅に困窮する者にとって入居しやすいものとするため、入居者資格の収入基準額を引き上げるとともに、入居に際しての連帯保証人を不要とする改正を行うもの及び子育て世帯の入居を促進するため、優先入居条件の子どもの年齢を引き上げる改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 1 入居者資格の収入基準額の引上げ（条例第 5 条関係）及び入居に際しての連帯保証人を不要とする（条例第 10 条関係）

(1) 入居者資格の収入基準額※の引上げ

	改正後	改正前	差
裁量階層等 (60 歳以上の高齢者や子育て世帯等)	259, 000 円	214, 000 円	+ 45, 000 円

※収入基準額（世帯における 1 年間の総所得金額から扶養等の控除額を差し引き、12 ヶ月で除して算出した金額）は、町営住宅に入居できる世帯の月額収入基準で、この金額を超える場合は入居できない。

(2) 入居に際しての連帯保証人を不要とする

連帯保証人を確保できないために町営住宅に入居できないという事態が生じないように、連帯保証人を不要とする。

- 2 優先入居条件の子どもの年齢の引上げ（条例第 5 条関係）

	改正後	改正前	差
同居者の子どもの年齢	18 歳	15 歳	+ 3 歳

これまでは義務教育修了前までの「15 歳（中学生）以下の者がいる世帯」としていたが、高校進学状況を踏まえて、「18 歳（高校生）以下の者がいる世帯」まで対象範囲を拡大する。